司法試験合格者のさらなる減員を求める会長声明

法務省は，本年９月６日，２０１６（平成２８）年度司法試験の最終合格者が１５８３人と発表した。司法試験の最終合格者は，前年度に比べ２６７人減少したことになる。

昨年６月３０日，政府の法曹養成制度改革推進会議は，法曹人口の在り方について検討結果を取りまとめ，「法曹養成制度の実情及び法曹を志望する者の減少その他の事情による影響をも併せ考えると，法曹の輩出規模が現行の法曹養成制度を実施する以前の司法試験合格者数である１５００人程度まで減少する事態も想定せざるを得ない」としつつ，「司法試験合格者数でいえば，（中略）１５００人程度は輩出されるよう，必要な取組を進め」るべきとした。本年度の最終合格者数は「１５００人程度」にとどまっているものの，受験者数自体が６８９９人と，前年度の８０１６人と比較して大幅に減少したため，合格者数を減員せざるを得なかったに過ぎず、実際、合格率（対受験者数）については昨年度の２３．０８パーセントとほぼ同率の２２．９５パーセントになっている。

そもそも，裁判官及び検察官の採用人数が抑制されている中，１５００人程度にまで合格者数を減員したとしても，司法試験合格者の大多数は弁護士登録を請求することになるため，依然として弁護士人口の増加のペースに歯止めがかからないことは明らかである。実際に，弁護士人口は２００７（平成１９）年に2万３１１９人であったものが，本年９月１日時点では3万７６１４人となっており、弁護士人口は，１０年に満たない期間で1万４０００人以上増加したことになる。

他方，裁判所の民事事件新受件数は２００９（平成２１）年をピークに現在減少しており，現時点でこれが増加に転じる見込みは乏しい。

すなわち，１５００人程度にまで合格者数を減員しても，弁護士人口は増加を続け，反面法的需要が増加する見込みもないことから，法的需要に対する弁護士の供給過多を是正するにはほど遠い状態である。

当会は，２０１２（平成２４）年2月１０日開催の臨時総会決議において，弁護士人口の急増の結果，司法修習生の就職難，弁護士としてのＯＪＴ（on the job training）不足などにより，法曹としての知見を研鑽する機会が不十分となるとともに，法曹志願者の減少により，有為な人材を確保することができなくなることから，法曹の質を著しく低下させ，ひいては，国民の権利・自由を実効的に保障することができなくなる危険性を指摘し，早急に司法試験合格者数を年間１０００人以下とすることを求めた。

現状の弊害を解消し，法曹制度の崩壊を防ぐためには，現在の１５００人程

度にとどまらず，さらに年間１０００人程度を目標に速やかに司法試験合格者数を減少させることが必要である。

そこで，当会は，政府に対し，次年度以降の司法試験合格者数につき年間１,０００人を目標にして更なる減員を速やかに進めるよう，強く求めるものである。

平成２８年１１月８日

佐賀県弁護士会
会長　長　戸　和　光